令和３年８月２６日公示
我孫子市告示第２１７号

押印を求める手続の見直し等に伴う関係告示の整備に関する告示

（我孫子市再資源化事業実施要綱等の一部改正）

第１条　次に掲げる告示の規定中「㊞」を削る。

（１）　我孫子市再資源化事業実施要綱（平成１５年告示第６１号）様式第１号

（２）　我孫子市地域包括支援センター運営事業実施要綱（平成２３年告示第４６号）様式第１号から様式第９号まで

（３）　保管期間を経過した放置自転車の措置に関する取扱要綱（平成２６年告示第２８号）様式第１号

（４）　我孫子市産たけのこの出荷に関する要綱（平成２９年告示第１８号）様式第２号及び様式第４号

（我孫子市在宅障害者（児）一時介護委託料助成要綱の一部改正）

第２条　我孫子市在宅障害者（児）一時介護委託料助成要綱（平成５年告示第３７号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「㊞」を削り、

「

介　護　料	介護者 証明印
円	
円	
円	
円	
円	
円	
円	
円	
円	
円	
円	

」を

「

介　護　料
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円
円

」に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際、この告示による改正前の次の各号に掲げる告示の規定に基づき作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な調整をした上、なお当分の間、使用することができる。

（１）　我孫子市再資源化事業実施要綱

（２）　我孫子市地域包括支援センター運営事業実施要綱

（３）　保管期間を経過した放置自転車の措置に関する取扱要綱

（４）　我孫子市産たけのこの出荷に関する要綱

（５）　我孫子市在宅障害者（児）一時介護委託料助成要綱